

道路交通法の一部改正



平成29年3月12日施行

自分のための
みんなのための
新しいルールです

70歳以上の方で運転免許証の有効期間が平成29年9月12日以降の方が対象

75歳未満の運転者の方へ

更新時の 高齢者講習

- ◆ 現行の3時間から2時間に短縮！
- ◆ 安全運転をしていただくために内容も充実！



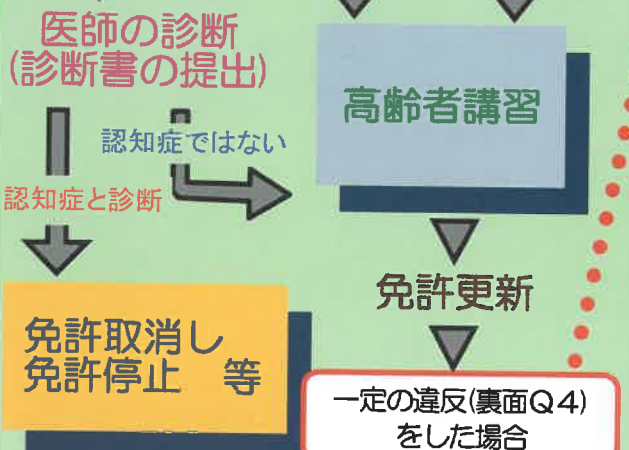
75歳以上の運転者の方へ

3年ごとの更新時

講習予備検査（認知機能検査）

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている	少し低くなっている	心配ない
---------	-----------	------

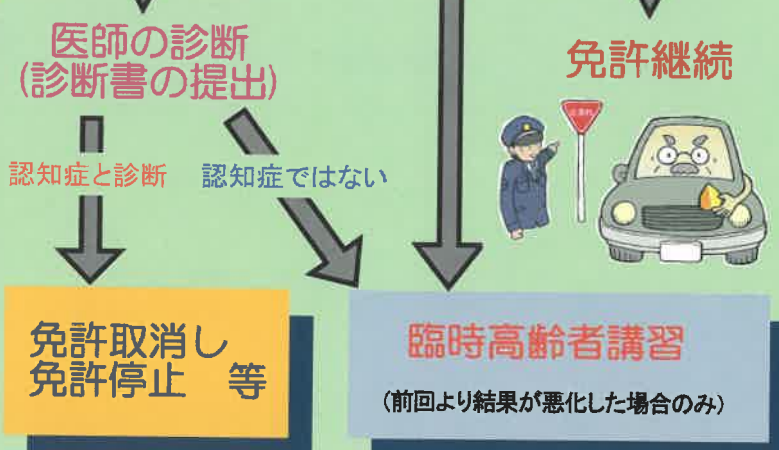


一定の違反（裏面Q4）を行ったとき

臨時認知機能検査

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～

低くなっている	少し低くなっている	心配ない
---------	-----------	------



お問い合わせ

福島県公安委員会（福島県警察本部交通部運転免許課）

〒960-2292

福島市町庭坂字大原1-1

☎ 024 (591) 4372 (代表)



Q1 今回の法改正による高齢運転者対策の目的は何ですか？



75歳以上の高齢運転者による事故情勢が厳しくなっていることから、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）の低下のおそれがある高齢運転者の方に、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行えるようにするためです。



Q2 講習予備検査（認知機能検査）って何ですか？



高齢運転者の方に、自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転継続することができるよう支援する目的で行う検査です。

※ 認知症の診断を行うものではありません。



Q3 講習予備検査では、どんな検査をするのですか？

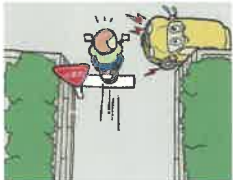


おおむね次の内容で行われます。

- ① 年月日、曜日、時刻を答える
- ② 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く



Q4 臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。（詳細は下の表のとおり）



臨時認知機能検査の対象となる18項目の違反（一定の違反）

信号無視	横断等禁止違反	交差点右左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	横断歩道等における横断歩行者等妨害	指定場所一時不停止等
通行禁止違反	進路変更禁止違反	指定通行区分違反	交差点優先車妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	合図不履行
通行区分違反	遮断踏切立入等	環状交差点左折等方法違反	環状交差点通行車妨害等	徐行場所違反	安全運転義務違反

Q5 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1か月以内に受検（講）しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。